

平成30年8月6日

学 生 各 位

学 生 課 長

平成30年度後期分授業料免除について

このことについて、下記のとおり通知しますので、申請を行う学生は学生課で申請書を受け取り、期限までに必ず提出してください。

なお、前期に後期分も含めて申請を行った学生は今回提出する必要はありません。

記

免除の要件	<ul style="list-style-type: none">・ 経済的理由のため授業料の納付が困難であること（成績の状況により免除できない場合があります）。・ 授業料の各期の納付前6ヶ月以内において、学生の学資を主として負担している者が死亡、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、経済的理由のため、授業料の納付が困難と認められる場合。 <p><u>※算定基準日（10/1）以前6ヶ月以内に停学処分を受けた者は、免除の対象になりません。</u></p>
免除の額	後期分授業料の全額又は半額
提出書類	授業料免除申請書（様式1） 家庭状況申告書（様式4） 各種証明書類（所得証明書等）

【提出期限】

平成30年9月25日（火）厳守